

令和8年2月27日

令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第53条の規定に基づき、令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

経済産業大臣
北海道経済産業局長
東北経済産業局長
関東経済産業局長
中部経済産業局長
近畿経済産業局長
中国経済産業局長
四国経済産業局長
九州経済産業局長
北海道産業保安監督部長
関東東北産業保安監督部東北支部長
関東東北産業保安監督部長
中部近畿産業保安監督部長
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長
中部近畿産業保安監督部近畿支部長
中国四国産業保安監督部長
中国四国産業保安監督部四国支部長
九州産業保安監督部長
那覇産業保安監督事務所長
資源エネルギー庁長官

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、経済産業省及び資源エネルギー庁が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、経済産業省のホームページ（Web サイト）の「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧

<https://www.meti.go.jp/policy/kojinjyohohogo/fileichiran.pdf>

【参考】次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （１）個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- （２）個人情報ファイルに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- （３）行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注 1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注 2）。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（注 3）
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注 1）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

（注 2）上記に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者のほか、国の機関、独立行政法人等、

地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案することはできません。

（注3）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、従前の欠格事由である「成年被後見人又は被保佐人」という形式的要件に該当していた方であっても、規則に定める「精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しない限り、本制度に基づく提案を行い、審査を受けることができます。

4. 募集期間

令和8年3月2日（月）から3月31日（火）17時まで

5. 提案の方法

（1）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

② 添付書類

誓約書（上記3.の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

提案をする者の本人確認書類（注1）

委任状（代理人の権限を証する書面）（注2）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.meti.go.jp/policy/kojinjyohohogo/yoshiki.html>

（注1）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注2）代理人による提案をする場合に限りです。

なお、提案の内容によっては追加的に資料の提出をお願いすることがあります。

（2）提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）により、提案書類2部を提出してください。

提案書類の提出先は「10. 提案書類の提出先及び提案に関する連絡先」をご確認ください。

(注1) 持参による場合は、平日の9時30分から17時まで(12時から13時までを除く)

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

6. 提案の審査基準

提案については、法第114条に定める次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして法第116条第1項で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。(注)

(注) 個人情報の保護に関する法律施行規則第58条。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類(契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 経済産業省及び資源エネルギー庁からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 経済産業省及び資源エネルギー庁が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は経済産業省及び資源エネルギー庁に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」の「個人情報ファイルが第60条第3項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出の機会が与えられる旨」欄が「有」となっている個人情報ファイルについては、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人その他の第三者に対して、行政機関情報公開法第13条第1項の規定による意見書の提出機会を与える場合があります。
- (8) (7)において意見書提出の機会を付与した場合、当該意見書において、反対の意思を表示した者を本人とする保有個人情報については、行政機関等匿名加工情報の作成対象から除外することとします。
- (9) (8)の除外の結果、本人の数が1,000人を下回った場合は、提案募集の対象外となります。

10. 提案書類の提出先及び提案に関する連絡先

提案書類の提出先は以下のとおりです。個人情報ファイルごとに提出先が異なりますので、「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」に記載されている各個人情報ファイルの「行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称」欄をご確認ください。

また、提案の手続等についてご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○提案書類の提出先及び提案に関する連絡先

提案書類の提出先		提案に関する連絡先	
組織の名称	所在地	電話	メールアドレス
＜経済産業省（資源エネルギー庁を含む）＞			
経済産業省大臣官房個人情報保護室（行政機関個人情報保護窓口）	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1021	bzl-kojinjyouhouhogo@meti.go.jp
＜地方支分部局＞			
北海道経済産業局総務企画部総務課	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1（札幌第 1 合同庁舎）	011-709-1773	bzl-hokkaido-somu@meti.go.jp
東北経済産業局総務企画部総務課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1（仙台合同庁舎 B 棟）	022-221-4856	bzl-thk-somu@meti.go.jp
関東経済産業局総務企画部政策評価広報課情報公開推進室	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1（さいたま新都心合同庁舎 1 号館）	048-600-0205	bzl-kanto-johokoukai@meti.go.jp
中部経済産業局総務企画部総務課情報公開・広報室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0535	bzl-chubu-koho@meti.go.jp
近畿経済産業局総務企画部総務課広報・情報システム室	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44（大阪合同庁舎第 1 号館）	06-6966-6009	bzl-kin-toiwase@meti.go.jp
中国経済産業局総務企画部総務課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30（広島合同庁舎 2 号館）	082-224-5615	bzl-qchgss@meti.go.jp
四国経済産業局総務企画部総務課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33（高松サンポート合同庁舎）	087-811-8505	bzl-qsiksk@meti.go.jp
九州経済産業局総務企画部総務課広報・情報システム室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1（福岡合同庁舎）	092-451-8605	bzl-kyushu-kojinjyouhouhogo@meti.go.jp

北海道産業保安監督部 管理課	〒060-0808 北海道札幌 市北区北8条西2-1-1(札 幌第1合同庁舎)	011-709-2311 (内 2812)	bzl-hokkaido- kanri@meti.go.jp
関東東北産業保安監督 部東北支部管理課	〒980-0014 宮城県仙台 市青葉区本町3-2-23(仙 台第2合同庁舎)	022-221-4943	bzl-thk- kanri@meti.go.jp
関東東北産業保安監督 部管理課	〒330-9715 埼玉県さい たま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁 舎1号館)	048-600-0433	bzl-safety- kanto@meti.go.jp
中部近畿産業保安監督 部管理課	〒460-8510 愛知県名古屋 市中央区三の丸2-5-2	052-951-0558	bzl-chb- kanrika@meti.go.jp
中部近畿産業保安監督 部北陸産業保安監督署 (総括担当)	〒930-0856 富山県富山 市牛島新町11-7(富山地 方合同庁舎)	076-432-5580	bzl-jikayou- hokuriku@meti.go.jp
中部近畿産業保安監督 部近畿支部管理課	〒540-8535 大阪府大阪 市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎第1号館)	06-6966-6061	bzl-kin- homepagekanri@met i.go.jp
中国四国産業保安監督 部管理課	〒730-0012 広島県広島 市中区上八丁堀6-30(広 島合同庁舎2号館)	082-224-5753	bzl-kanri- chugoku@meti.go.jp
中国四国産業保安監督 部四国支部管理課	〒760-8512 香川県高松 市サンポート3-33(高松 サンポート合同庁舎)	087-811-8582	bzl- qsikhg@meti.go.jp
九州産業保安監督部管 理課	〒812-0013 福岡県福岡 市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)	092-482-5926	bzl-s-kyushu- kanrika@meti.go.jp
那覇産業保安監督事務 所管理課	〒900-0006 沖縄県那覇 市おもろまち2-1-1(那覇 第2地方合同庁舎1号館)	098-866-6474	bzl-kanri- naha@meti.go.jp

(注) 提案書類は、持参又は郵送・信書便により提出してください(「5.(2) 提案書類の提出方法」
をご確認ください)。